

昭和四十九年八月三十日受領
答 弁 第 九 号

(質問の 九)

内閣衆質七三第九号

昭和四十九年八月三十日

内閣総理大臣 田 中 角 榮

衆議院議長 前尾繁三郎 殿

衆議院議員金瀬俊雄君提出危険な土壌凝固剤を使用した新東京国際空港公団の営為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金瀬俊雄君提出危険な土壌凝固剤を使用した新東京国際空港公団の営為
に関する質問に対する答弁書

一 について

(1)から(8)まで 土壌凝固剤は、適切な施工管理の下に使用されるべきものと考えている。七月十日付けの建設事務次官通知の内容については、運輸省においても、七月十五日付け運輸事務次官通達により、新東京国際空港公団（以下「公団」という。）をはじめとする関係団体に対し通知済みであり、安全性を重視して工事が行われるよう措置しているところである。

現在建設工事を中止している箇所の工事再開について、千葉県から、公団に対し、建設省で制定した薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針に従い、工事の実施方法等について十分な検討の上、万全を期するよう要請があり、成田市からも、工事の施工に十分

注意し、工事箇所周辺の地下水の水位低下等により付近住民の生活用水に支障を生ずることのないよう要望されている。公団においても、右の運輸事務次官通達に従い、安全性に十分配意の上、工事を再開することとしており、目下、これら地方公共団体と協議を行っているところである。

なお、土壌撤去等仮処分命令申請事件については、現在千葉地方裁判所において審理中であり、したがって、工事の中止又は再開につき同裁判所から条件はつけられていない。

(9) 御質問に係る成田市営水道の第一水源と第二水源の水質は、飲用に支障ないとの検査結果であつたと承知している。

(10) 七月十五日付け運輸事務次官通達においては、七月十日付け建設事務次官通知に係る水質基準によることとしている。

(11) ホルムアルデヒドの毒性が尿素又はメチロール尿素の存在により増加するかどうかの問題

については、なお研究の段階にあり、現在のところ、まだ十分に解明されるに至っていないと承知している。

(12) 及び (13) 硬化剤である工業用薄硫酸等の溶出の詳細については、現在のところ、明らかでないため、今後学識経験者の協力を得て解明に努めることとしたい。

(14) 現場注入試験は、薬液の注入範囲、注入量等が設計どおりになるかどうかを確認するために行うものである。

二について

(1) から (4) まで 公団は、事前に薬液注入箇所についてボーリングにより土質、地下水位等を調べるとともに、付近の井戸の位置を調査した結果、付近の井戸を汚染するおそれはないと判断したものである。

(5) 薬液注入工法の採用の決定に当たっては、土質調査、地下水位調査等を行い、安全性の確

保を図るよう指示しているところである。

三について

(1)及び(2) 成田市及び千葉県が行った井戸水の水質検査は、地方公共団体としての立場において行われたものであるが、厚生省は、成田市及び千葉県からそれぞれ五月二十八日及び五月三十一日に、それぞれの行った水質検査の結果の概要について報告を受けた。

これらの報告によれば、ホルムアルデヒドはすべて不検出であった。

なお、千葉県が検査を行った井戸のうち一部の井戸の水が水道法に基づく水質基準に適合していなかったため、これらの井戸については、従来井戸水の衛生に関し指導してきたところにより、適切な措置を講ずるよう助言した。

(3)及び(4) 根木名川のたて坑からホルムアルデヒドが検出された理由の詳細については、明確ではないが、たて坑の土どめ壁である鋼矢板に近接して薬液注入を行っていることから、薬

液の一部が鋼矢板の間げきよりたて坑内の滞水中に漏出したものと推定される。

また、資材輸送道路の横断部の工事においては、公団は、ホルムアルデヒドを含む薬液は使用しておらず、公団の施工した薬液注入工事により、資材輸送道路わきのたて坑においてホルムアルデヒドが検出される状態を生ずることは、通常考えられない。

なお、付近の井戸については、再三にわたる水質検査においても、ホルムアルデヒドによる汚染は検出されないとの検査結果であったと承知している。

四について

(1)から(4)まで 御指摘の水道工事は、成田市の判断において計画し、又は実施するものであるが、公団は、これに要する費用のうち、公団として負担すべき範囲内のもを負担することとしている。

(5) 公団が暫定パイプライン工事の施工に当たって使用した土壌凝固剤には、けいふつ化ソー

ダは、含まれていない。

五について

(1) から (6) まで 暫定パイプライン計画は、地元地方公共団体の意見を聴いた上策定し、諸手続を経て、その早期完成のため工事を進めてきたところであるが、引き続き、安全面についての配慮を更に徹底しつつ工事を進めたいと考えている。

(7)

(イ) 用地取得状況は次のとおりである。

地区	買収予定用地総延長 (メートル)		買収済用地延長 (メートル)	
	昭四十八年九月末現在	昭四十九年七月末現在	昭四十八年九月末現在	昭四十九年七月末現在
工 区				
千 葉 市	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
佐 倉・四 街 道	二、〇四三	九八	九八	二二八
酒 々 井・富 里	一、二七二	八五〇	八五〇	九二〇

成 田 市	合 計
五八〇	三、九九五
五八〇	一、六二八
五八〇	一、七二八

(ロ)及び(ハ) 現在公団において千葉市内ルートについて技術的に検討中であり、早急に地元と折衝させる所存である。

六について

(1)及び(2) 職責を果たしうる有為の人材を配置している。

(3) 現段階では、考えていない。

右答弁する。